第1章

計画の基本的な考え方

1

計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年3月に埼玉県男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。平成24年7月には「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会の実現-男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉-」を目標として男女共同参画推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

このような中、県では現行計画の計画期間の終了に当たり、これまでの成果を踏まえる とともに、今後、人口の減少、人口構造の変化、そして社会変化のスピードの加速などの 新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、新たに計画を策定するものです。

2

計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。

なお、計画の基本目標 II に係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。

- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間

4 計画の内容

条例の基本理念に基づき、以下の内容を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 計画の目標

男女共同参画社会の実現

- 男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉-

6 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担などが見受けられ、また、夫・パートナーなどからの暴力やセクシュアル・ハラスメント*、性犯罪などの女性に対する暴力も深刻な問題となっています。このような男女が置かれている状況から、教育や労働、メディアなどのあらゆる分野で、男女の人権を尊重していくことが必要です。

(2) 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、 多様性に富んだ活力のある社会をつくる

男女が性別にかかわりなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、 社会のあらゆる分野へ参画することは活力ある社会づくりにおいて非常に重要です。 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー*)は、社会の制度・慣行の中に存在し、

無意識のうちに固定的な性別役割分担をつくり出し、次の世代へと引き継がれていきます。 このため、働く場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女のあり方や 社会システムに存在する偏見を見直していくことが求められています。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県では、女性の労働力率*が出産・子育で期に大きく低下する、いわゆるM字カーブ*の底が深いという特徴があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境の整備を行い、男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に参画できるよう、男性の働き方について見直す必要があります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、 家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを実現していくこ とが必要です。

(4) 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

埼玉県としても、国際社会の一員として、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していくことが必要です。

●社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の視点●

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

条例の基本理念と計画の基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「8つの基本目標」を設定しました。

また、6つの基本理念と8つの基本目標及び4つの基本的な視点の関係を次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- 6 国際的協力



計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる
- Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する
- Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- Ⅲ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

男女共同参画の推進

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

目 標 男女共同参画社会の実現

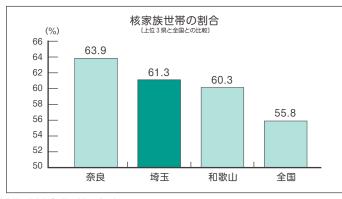
-男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉-

8 男女共同参画に関する埼玉県の特徴

家庭では

■ 1 核家族世帯の占める率が全国で2番目に高い

埼玉県の一般世帯数に占める核家 族世帯の割合は、61.3%と全国 (55.8%)より5.5ポイント高く、全 国2位となっています。



資料:総務省「国勢調査」平成27年

■ 2 合計特殊出生率※が全国で8番目に低い

埼玉県の合計特殊出生率は、1.39 と全国(1.45)に比べ低く、全国で8 番目に低くなっています。

※合計特殊出生率

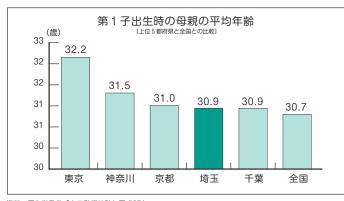
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に子供を生むとした場合の子供の数。



資料:厚生労働省「人口動態統計」平成27年

■ 3 第1子出生時の母親の平均年齢は全国で4番目に高い

第1子出生時の母親の平均年齢 は、30.9歳で全国平均30.7歳を上 回り、全国4位となっています。

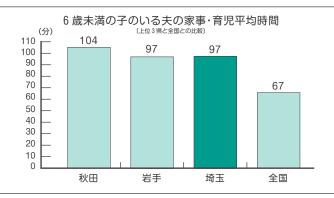


資料:厚生労働省「人口動態統計」平成27年

6歳未満の子のいる夫の家事・育児平均時間は全国で2番目に長い

6歳未満の子のいる夫の家事・育 児平均時間は1日あたり97分で全 国平均67分を上回り、全国2位と なっています。

(注)「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当 たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買 い物」 の合計時間 (週全体平均)



資料:総務省「社会生活基本調査」平成23年

夫婦共働き世帯の割合は全国で9番目に低い 5

夫婦と子供から成る世帯のうち、 夫と妻が有業の世帯の割合は、 43.7%で全国で9番目に低くなって います。

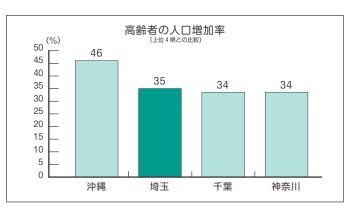


資料:総務省「就業構造基本調査」平成24年

高齢者(65歳以上)の人口増加率が全国で2番目に高い

65歳以上の高齢者の人口は、平成 22年の147万人から、平成37年に 198.2万人で、51.2万人増加する見 通しです。増加率は、35%と全国で 2番目に高くなっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人 口の増加率は100%と全国一高く なっています。

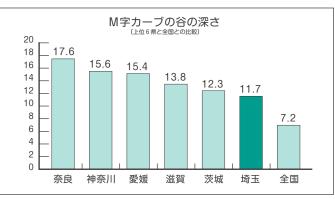


資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

働く場では

M字カーブの谷の深さが全国で6番目に深い

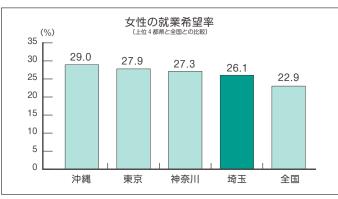
女性の就業率が出産、子育て期に 大きく低下する、いわゆるM字カー ブの谷の深さは11.7ポイントで、全 国で6番目に深く、全国(7.2ポイン ト)より深くなっています。



資料:総務省「国勢調査」平成27年(抽出速報集計)

女性の就業希望率が全国で4番目に高い

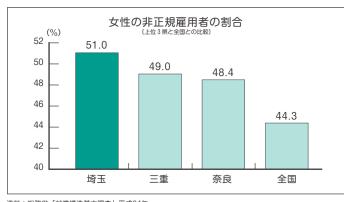
埼玉県の就業していない女性163 万人に占める就業希望者の割合は、 26.1% (42万5千人)と全国で4番目 に高く、全国(22.9%)に比べ、3.2 ポイント高くなっています。



資料:総務省「就業構造基本調査」平成24年

女性の非正規(パート・アルバイト)雇用者の割合が全国一高い

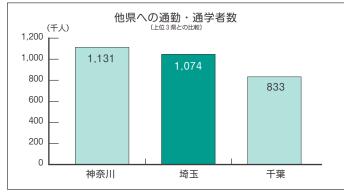
埼玉県の女性雇用者のパート・ア ルバイト比率は51.0%と、全国一高 くなっています。



資料:総務省「就業構造基本調査」平成24年

| 4 他県への通勤・通学者数が全国で2番目に多く、通勤・通学時間も長い

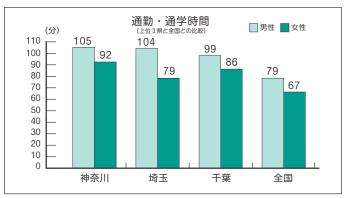
他県への15歳以上の通勤・通学者数は1,074千人で、全国で2番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合も16.5%と全国1位となっています。



資料:総務省「国勢調査」平成27年

通勤・通学時間は男女ともに長く、 男性は104分で神奈川県に次いで全 国2位、女性は79分で神奈川県、 千葉県、奈良県、東京都に次ぎ、全 国5位となっています。

(注)1日当たりの通勤·通学時間(平日に通勤・通学している10歳以上の人の平均)



資料:総務省「社会生活基本調査」平成23年



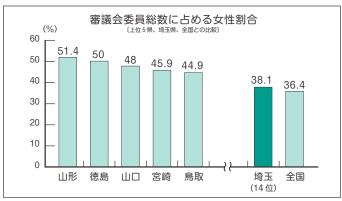
地域では

■ 1 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員に占める女性の割合は、38.1%(平成28年4月1日現在)で、全国14位となっています。

全国の割合は36.4%となっています。

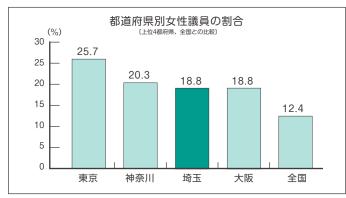
なお、法律又は政令により地方公 共団体に置かなければならない審議 会等委員への女性の登用率は36.6% で全国6位となっています。



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

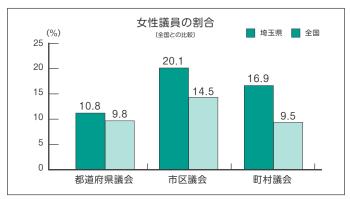
■ 2 県内における女性議員の割合は全国で3番目に高い

県及び市区町村議員の女性の割合は、18.8%(平成27年12月31日現在)で、全国3位となっています。 なお、全国の割合は12.4%となっています。



資料:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」平成28年度

- ①県議会における女性議員の割合 10.8%(93人中10人)全国17位
- ②市区議会における女性議員の割合 20.1% (958人中193人) 全国4位
- ③町村議会における女性議員の割合16.9%(307人中52人)全国3位

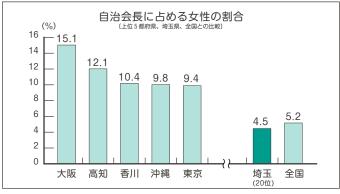


資料:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」平成28年度

■ 3 自治会長に占める女性の割合

自治会長に占める女性の割合は、 4.5%(平成28年4月1日現在)で、 全国20位となっています。

なお、全国割合は5.2%となって います。

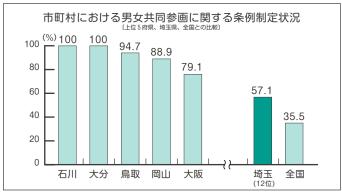


資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

■ 4 県内市町村における男女共同参画に関する条例制定状況

県内市町村の男女共同参画に関する条例制定率は、57.1% (平成28年4月1日現在)で、全国12位となっています。

なお、全国割合は35.5%となっています。



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度



9 計画の体系

共同参 画 社会

現

5 男女が共に個性と能力を発揮でき、 人権が尊重された埼玉

基本目標 施策の柱 政策や方針の立案及び I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する 決定への男女共同参画 埼玉版ウーマノミクス 2 プロジェクトの推進 経済社会における女性の活躍が更に広がる 経済社会における 3 男女共同参画の推進 家庭における 4 男女共同参画の推進 Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する 誰もが地域でいきいきと 生活できる支援 男女共同参画の視点に 6 Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる 立った防災対策の推進 男女の固定的な役割分担 意識の解消 V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす メディア・自治体の 情報提供における 男女共同参画の理解の促進 男女共同参画の視点に VI 男女共同参画の意識をはぐくむ 立った教育・学習の充実 10 女性に対する暴力の防止と Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する 被害者支援 生涯を通じた女性の 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、 11 VIII 生涯にわたる健康づくりを支援する 健康支援

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供
- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3)女性の活躍を応援する気運づくり
- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援
- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3)介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進
- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進
- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進
- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進
- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5)女性のスポーツ活動支援

10

計画の推進指標

	基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する							
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠		
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	38.2% (平成27年度末)	40.0% (平成33年度末)	県の各種審議会(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、国は平成32年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。		
2	委員に占める女性の比率 が40~ 60%の審議会な どの割合	県民生活部	63.3% (平成27年度末)	75.0% (平成33年度末)	県の各種審議会(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の比率が40~60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会などを全体の4分の3に増やすことを目指して、この目標値を設定。		

	基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる							
N	lo	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠	
	3	女性(30 ~ 39歳)の 就業率	産業労働部	61.1% (平成22年)	69.5% (平成32年)	県内の女性 (30~39歳) に占める就業者の割合。 子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。	平成27年の国勢調査(速報値)の全 国平均を目指し、目標値を設定。 ※現状値は平成22年国勢調査に基づ く。平成27年国勢調査による速報値 (調査票の約100分の1を抽出して集 計)は66.7%	

	基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する							
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠		
4	保育所等待機児童数	福祉部	1,026人 (平成28年 4月1日)	0人 (平成34年 4月1日)	保育の必要性が認定され、保育所、認定こども園、小規模保育などの利用申し込みをしているが、利用できていない人数。 利用申し込みをした人がすべて利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。	平成32年4月1日までに待機児童を解消することを目指し、目標値を設定(平成32年度以降は待機児童数0を維持)。		
5	男性県職員の育児休業 取得率	総務部	12.2% (平成27年度)	15.0% (平成32年度末)	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児 休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	国の第4次男女共同参画基本計画 (平成32年までに地方公務員13%) を上回ることを目指し、目標値を設定。		
6	地域社会活動に参加して いる60歳以上の県民の割 合	県民生活部	43.8% (平成27年度)	50.0% (平成33年度)	県政世論調査で過去1年間に地域社会活動に参加したことが「ある」と答えた60歳以上の県民の割合。地域で力を発揮する高齢者の状況を示す数値であることから、この指標を選定。	現状値を踏まえ、2人に1人の高齢者が参加することを目指し、目標値を設定。		

	基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる								
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠			
7	自主防災組織の組織率	危機管理 防災部	87.7% (平成26年度末)	96.0% (平成33年度末)	全世帯数に対する自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合。 自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標 を選定。	全国トップ (平成26年度末) の組織率 (95.6%) を上回ることを目指し、目標値を設定。			

	基本目標V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす								
N	o 推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠			
8	固定的な性別役割分担に 同感しない人(全体)の割 合	県民生活部	52.3% (平成27年度)	60.0% (平成33年度)	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 男女の固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、6割 以上を目指して、この目標値を設定。			

	基本目標VI 男女共同参画の意識をはぐくむ									
Ν	o 推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠				
٥	「親の学習」講座の年間 実施回数	教育局	1,320回 (平成27年度)	1,700回 (平成30年度)	埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。 家庭の教育力向上のためには「親の学習」を推進することが重要であることから、この指標を選定。	家庭の教育力の向上を図るため、現 状値から3割程度増やすことを目指 して、この目標値を設定。				

	基本目標VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する								
N	o推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠			
1	0 配偶者暴力相談支援 センター設置市町村数	県民生活部	15市 (平成27年度)	29市 (平成33年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。	人口10万人以上の市に重点的に働き かけることを目指し、目標値を設定。			
1	1 女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	0 団体 (平成27年度)	100団体 (平成31年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に 連携・協力して女性を狙った性犯罪 等の撲滅を目指す官学民によるネッ トワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止を目的とし ていることから、この指標を選定。	協定事業者、県内大学等を対象に働きかけをすることから、この目標値を設定。			

		基本目標Ⅲ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する							
١	10	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠		
1	2	健康寿命	保健医療部		男性17.63年 女性20.26年 (平成33年)	65歳に到達した人が健康で自立した 生活を送ることができる期間 (「要介 護2」以上になるまでの期間)。 健康長寿は寿命を延ばすとともに、 健康で自立した生活ができるように するのが目的であること、継続的に 客観的評価が可能な数値であること から、この指標を選定。	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年に男17.51年、女20.18年の実現を目指しており、これを更に伸ばすことを目指し、過去5年間(平成22年度〜平成26年度)の実績値の伸び(平均 男0.06年女0.04年)を踏まえ、目標値を設定。		